

市・県民税の税制が改正されました

1 定率減税の見直し

改正前	改正後
個人市県民税所得割額の 15% (4万円上限)	個人市県民税所得割額の 7.5% (2万円上限)

2 均等割の見直し

個人の均等割は、4,000円（県民税年額1,000円、市民税年額3,000円）と定められています。

今年度から納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する非課税措置が廃止されました。なお、平成17年度分は2分の1の額（2,000円）を課税する経過措置がありました。

3 住民税非課税措置の見直し

均等割が非課税となる所得要件が見直されました。

平成17年度分	均等割の非課税基準	平成18年度分
扶養がない場合… 所得金額28万円以下 扶養がある場合… 所得金額28万円× (控除対象配偶者および扶養親族の数+1) + 17万6000円以下	➔	扶養がない場合… 所得金額28万円以下 扶養がある場合… 所得金額28万円× (控除対象配偶者および扶養親族の数+1) + 16万8000円以下

65歳以上の方で、前年（平成17年中）の合計所得が125万円以下の方に対する、個人住民税の非課税措置が廃止されます。

ただし、平成17年1月1日現在、65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）の方で前年の合計所得が125万円以下の方については、次の経過措置が適用されます。

	均 等 割	所 得 割
平成18年度分	1,300円（市民税1,000円・県民税300円）	本来の税額×3分の1
平成19年度分	2,600円（市民税2,000円・県民税600円）	本来の税額×3分の2

4 高齢者控除の廃止

65歳以上の方の高齢者控除（48万円控除）が廃止されました。

問い合わせ先 員弁庁舎 課税課 ☎74-5830 FAX74-5859

名古屋国税局 税務職員募集

平成18年度のⅢ種（税務）

受験資格 昭和61年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方

受付期間 6月20日（火）～6月27日（火）

第1次試験	9月3日（日）	教養試験、適性試験、作文試験
第2次試験	10月12日（木）～10月19日（木）までのうち「第1次試験合格通知書」で指定する日	人物試験（個別面接）・身体検査

問い合わせ先 名古屋国税局 総務部 人事第二課 試験係 ☎052-951-3511（内線3450）